

2021年（令和3年）1月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

道路の管理及び応急補修に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2020年（令和2年）12月25日付けで諮問（第1048号）された道路の管理及び応急補修に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経緯

本件については、令和2年12月10日付け文書（茅刑一発第4874号）にて、神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員から、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、捜査のため、藤沢駅北口エスカレーター（サンパレット）に設置している防犯カメラの記録に関する情報提供を求められているものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、条例第12条第2項第2号の法令等に定めがあるときに該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、当該照会に対する防犯カメラの画像データの目的外提供について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報及び提供方法

- (ア) 藤沢駅北口エスカレーター（サンパレット）に設置している防犯カメラ2台に記録された、2020年（令和2年）12月3日午後5時1分から午後5時11分までの画像データの閲覧

(イ) (ア)の閲覧による確認を経て、実施機関が捜査のために必要と認めた部分の画像データを記録媒体に保存して提供

なお、提供する際は、条例施行規則第11条に規定する、提供を受けるものが執る措置を遵守することを求める旨を記載した回答書を交付することとする。

イ 目的外の提供先

神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員によって行われているものであり、受け取った情報については、守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会に対する画像提供の具体的な必要性について、茅ヶ崎警察署において捜査を担当している神奈川県警察本部刑事部捜査第三課の警察官から聴き取りを行ったところ、次のように述べている。

本照会の基になった事案は、2020年（令和2年）12月3日に茅ヶ崎市内で発生した窃盗（ひったくり）事件であり、被疑者がJR辻堂駅付近でバイクを使用し、茅ヶ崎市内で犯行後、相模線香川駅で電車に乗り替え、JR藤沢駅で下車し、同日午後5時1分に改札を出て北口方面へ向かったところまでを確認している。その後、同日午後5時11分に駅周辺の店舗前の防犯カメラにそれらしき人物の背中が映っていることを確認しているが、駅から店舗まで徒歩で1分ほどであるところ、10分かかっており、被疑者であるかの確証が持てないことから、被疑者の顔が記録されている可能性がある本市が設置している防犯カメラの画像データを確認し、足取りを追跡したい。なお、被疑者には前科があり、以前、同様の手口でひったくり事件を起こしており、今後も事件を起こす可能性が高い。

以上のことから、本市の防犯カメラに被疑者が記録されている可能性があり、ほかの手段では代替することが困難な情報であり、また、当該画像データにおける個人情報の内容と保護の必要性、及び本事案の事実関係を明らかにするという今回の提供の趣旨を勘案した結果、当該画像データを目的外に提供する必要性があると判断したものである。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、本来は、当該個人情報の帰属する本人に

あらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、画像データで確認される個人を照合によって特定することは事実上困難であり、通知の送付先を特定できないことに加え、本件に係る目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が当該事案に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認していることから、本件に係る本人通知を省略する合理的理由があると判断したものである。

(4) 実施時期（予定）

2021年（令和3年）1月14日

(5) 添付書類

- ア 捜査関係事項照会書（写し）
- イ 回答書（案）
- ウ 防犯カメラ設置場所図
- エ 駅前公共施設における防犯カメラ運用基準
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」（1）及び（2）のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員によって行われているものであり、本件照会の具体的な必要性について、茅ヶ崎警察署において捜査を担当している神奈川県警察本部刑事部捜査第三課の警察官から聴き取りを行ったところ、次のように述べている。

本照会の基になった事案は、2020年（令和2年）12月3日に茅ヶ崎市内で発生した窃盗（ひったくり）事件であり、被疑者がJR辻堂駅付近でバイクを使用し、茅ヶ崎市内で犯行後、相模線香川駅で電車に乗り替え、JR藤沢駅で下車し、同日午後5時1分に改札を出て北口方面へ向かったところまでを確認している。その後、同日午後5時11分に駅周辺の店舗前の防犯カメラにそれらしき人物の背中が映っていることを確認しているが、駅から店舗まで徒歩で1分ほどであるところ、10分かかっており、被疑者であるかの確証が持てないことから、被疑者の顔が記録されている可能性がある本市が設置している防犯カメラの画像データを確認し、足取りを追跡したい。なお、被疑者には前科があり、以前、同様の手口でひったくり事件を起こしており、今後も事件を起こす可能性が高い。

また、実施機関では、本市の防犯カメラに被疑者が記録されている可能性があり、ほかの手段では代替することが困難な情報である、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、本来は、当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、画像データで確認される個

人を照合によって特定することは事実上困難であり，通知の送付先を特定できないことに加え，本件に係る目的外提供は，捜査のために行うものであり，照会対象者が当該事案に関与している可能性があるため，本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している，とのことである。

以上のことから判断すると，個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上